



# 円滑な相続対策への道

## (終 活)

東京司法書士会会員 簡裁訴訟代理関係業務認定会員  
公益社団法人成年後見センター：リーガルサポート会員

司法書士 ニ上パートナーズ事務所

ふた がみ  
代表 二上 良男

東京都豊島区南大塚3丁目44番11号 フサカビル1階

JR山の手線大塚駅南口2分

電話番号 (03) 3989-1919

FAX (03) 3989-1946

メールアドレス : [futagami@coral.ocn.ne.jp](mailto:futagami@coral.ocn.ne.jp)

# はじめに

円滑な相続対策とは、健康なうちにこそ準備が必要かと思います。

健康で、判断能力の正常な時に、残された家族のための相続対策への道筋を検討すべきでしょう。

私自身、昭和51年に司法書士事務所を開業以来、不動産登記を通して、数多くの遺産分割に関与してまいりました。

その中には、協議がまとまらず、相続人で紛争が生じて、手続きに多忙な労力を要することも、見受けられます。

「私の財産は自宅一軒しかないから、争いもない」などという方もいらっしゃいますが、自宅しかないからこそ、争いも生じやすく、分けるには売却するしかないというケースになってしまいます。分けるものが他にないための争いです。

そして、その対策として、遺言書の検討をしてみて下さい。その際には、相続人間に少しでも感情的な瘤り、無用な摩擦を生じさせないための「付言」を考慮に入れると、より素晴らしい遺言書が出来あがるでしょう。

付言は遺言者の真意を相続人に伝えるためにたいへん重要なものです。本冊子には、その遺言者の見本も挿入しております。又、祭祀をどなたに承継するかとともに、互助会等の葬儀会社選びも重要です。

そこでは昨今様々な「終活」をテーマに勉強会なども開催しております。

最後に、僭越ながら、この冊子がより良き人生の終わり（終活）に向けて、お役に立てれば光栄です。

1. はじめに・・・・・・・・・・・・	P1
2. 自筆証書遺言と公正証書遺言並びに法務局における 自筆証書遺言保管の特徴とその流れ	P2
3. 自筆遺言書の書き方	
記載例 1.・・・・・・・・・・・・	P3
記載例 2.・・・・・・・・・・・・	P4
自筆遺言証書の書き方の注意点	P5
4. 法定相続分と遺留分の法定割合	P6
5. 相続スケジュール	P7

## 2. 自筆証書遺言と公正証書遺言並びに法務局における 自筆証書遺言保管の特徴とその流れ

### ・特徴・

	自筆遺言証書	公正証書遺言	法務局における自筆証書遺言 保管
利点	<ul style="list-style-type: none"><li>○いつでも直ぐ書ける。</li><li>○自分一人で作れて費用がかからない。</li><li>○内容を秘密にできる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○公証人の関与により、不備による無効になることがほぼない。</li><li>○家庭裁判所の検認不要。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○法務局で保管してくれる。</li><li>○家庭裁判所の検認不要。</li><li>○公正証書に比べると費用が割安。</li></ul>
難点	<ul style="list-style-type: none"><li>○紛失の危険性がある。</li><li>○偽造・変造・隠匿の恐れがある。</li><li>○家庭裁判所による検認手続きが必要になるため、実行までに時間がかかる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○費用がかかる。</li><li>○証人2名必要。内容が完全に秘密にはできない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○法務局に本人が出頭しなければならない。</li><li>○内容について審査しない。 自己責任で作成。</li><li>○家庭裁判所の検認不要のため、遺言書の形式審査がある。</li></ul>

\*自筆遺言証書の方式の緩和：相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉に署名し、印を押さなければならぬ。（民法968条2項）

### ・流れ・

自筆遺言証書の場合



家庭裁判所による検認手続き

（2カ月程かかる）

法定相続人全員呼出し、全員の前で開封



公正証書遺言の場合

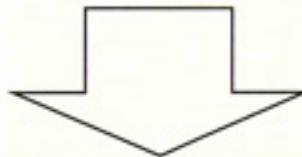


法務局における

自筆遺言証書保管の場合



遺言書に基づき財産の分割手続きを行う



各種相続財産の名義変更手続きなど

\*遺言書を法務局で保管する制度（令和2年7月10日施行）も含め、各種遺言、相続についてわかりやすく御説明しますので、お気軽にご相談下さい。

# 記載例 1

司法書士 二上 良男  
電話 03-3989-1919  
FAX 03-3989-1946  
東京都豊島区南大塚 3 丁目  
44 番 11 号

## 例 1. 遺言書

遺言者甲山良男は、以下のとおり遺言します。

私の財産一切をすべて妻甲山和子に相続させます。

付言 妻和子には、内助の功として、陰ながら私の仕事を手伝ってくれ、家庭も守ってくれて、とても幸せでした。大変感謝しています。有難う。

一郎、二郎、花子へ

お母さんを少しでも経済的に確立させる意味でお母さんに全て相続させます。

お母さんを大事にしてください。よろしく頼みます。

令和〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言者 甲 山 良 男 ㊞

### 注釈

#### 付言

付言には、法的拘束力はありませんが、残された遺族に対する愛情を表現し、相続人間の争いを少しでもやわらげるために、大変重要です。

## 記載例 2

### 例 2. 遺 言 書

司法書士 二上 良男  
電話 03-3989-1919  
FAX 03-3989-1946  
東京都豊島区南大塚 3 丁目  
44 番 11 号

遺言者甲山良男は、以下のとおり遺言します。

第1条 遺言者は、下記の不動産を妻甲山和子に相続させます。

#### 記

##### (1) 土地

所在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目  
地番 ○番〇〇  
地目 宅地  
地積 △△△. △△平方メートル

##### (2) 建物

所在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇〇  
家屋番号 ○番地〇〇の〇  
種類 居宅  
構造 木造スレート葺 2階建  
床面積 1階 △△. △△平方メートル  
2階 △△. △△平方メートル

株式

第2条 遺言者は、長男甲山一郎及び長女甲山花子に、それぞれ現金（預貯金、国債等の金融資産を換価した代金を含む）を各 1000 万円ずつ相続させます。次男二郎には 500 万円相続させます。

第3条 遺言者は、その他一切の財産については、妻甲山和子に相続させます。

第4条 遺言者は、この遺言の執行者として妻甲山和子を指定します。

#### 付言（愛する妻と子供たちへ）

妻和子には、内助の功として、陰ながら私の仕事を手伝ってくれ、家庭も守ってくれて、とても幸せでした。私の分まで元気で長生きしてください。長男一郎は、産まれたときから体も弱く障害を持っていますが、近くに住む長女花子は、体の不自由になった私と妻と長男一郎の介護を献身的にみててくれた。家族をもっている花子には苦労をかけづけた。そのことについて何一つ文句も言わないでやってくれた。花子には大変感謝している。最後に、お母さん（妻和子）、一郎、二郎、花子あなたたちと会えて、とても幸せで貴重な楽しい人生でした。心から感謝しています。本当にありがとうございます。私の死後は皆でお母さんを大切にして家族円満で仲良く幸せに生きて下さい。

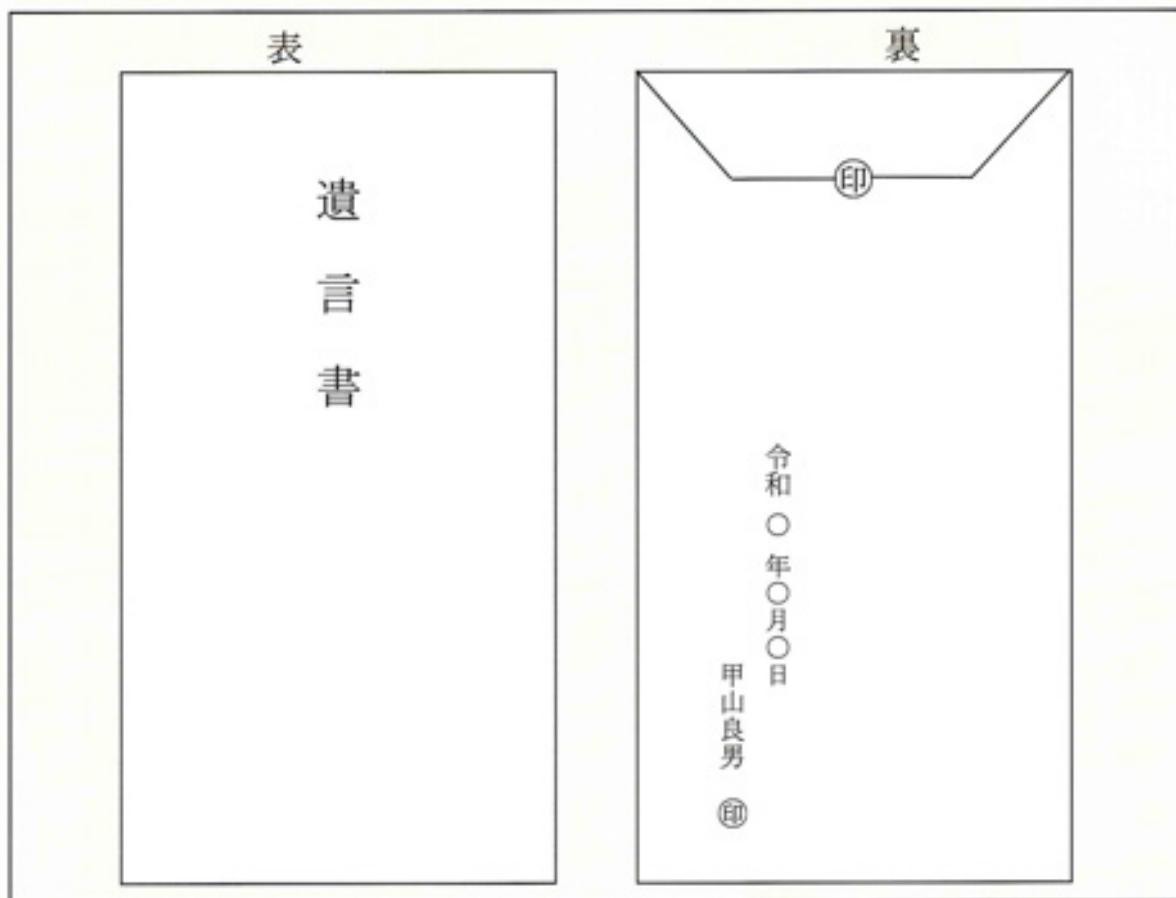
令和〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言者 甲山 良男

第2条中の「国債」の字句を「株式」に訂正した。甲山良男

# 自筆遺言証書の書き方の注意点



- (注 1) 自筆遺言証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を  
自書しこれに印を押さなければならない。
- (注 2) 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更  
した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなけれ  
ば、その効力を生じない。  
(民法 968 条 3 項)
- (注 3) 自筆遺言証書の場合は、遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、  
これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。  
(民法 1004 条 1 項)
- (注 4) 相続人以外の者に遺贈する場合には、以下のように受遺者の特定のため、生年  
月日と住所（住民票の住所）を書いた方が望ましい。更にその場合遺言執行者  
を指定しておくと良い。  
「遺言者は、下記の不動産を友人の山本太郎氏（昭和△△年△△月△△日生。  
住所：東京都△△区△△町△丁目△△番△△号）に遺贈します。  
その遺言執行者として山本太郎氏を指定する」

## 4. 法定相続分と遺留分の法定割合

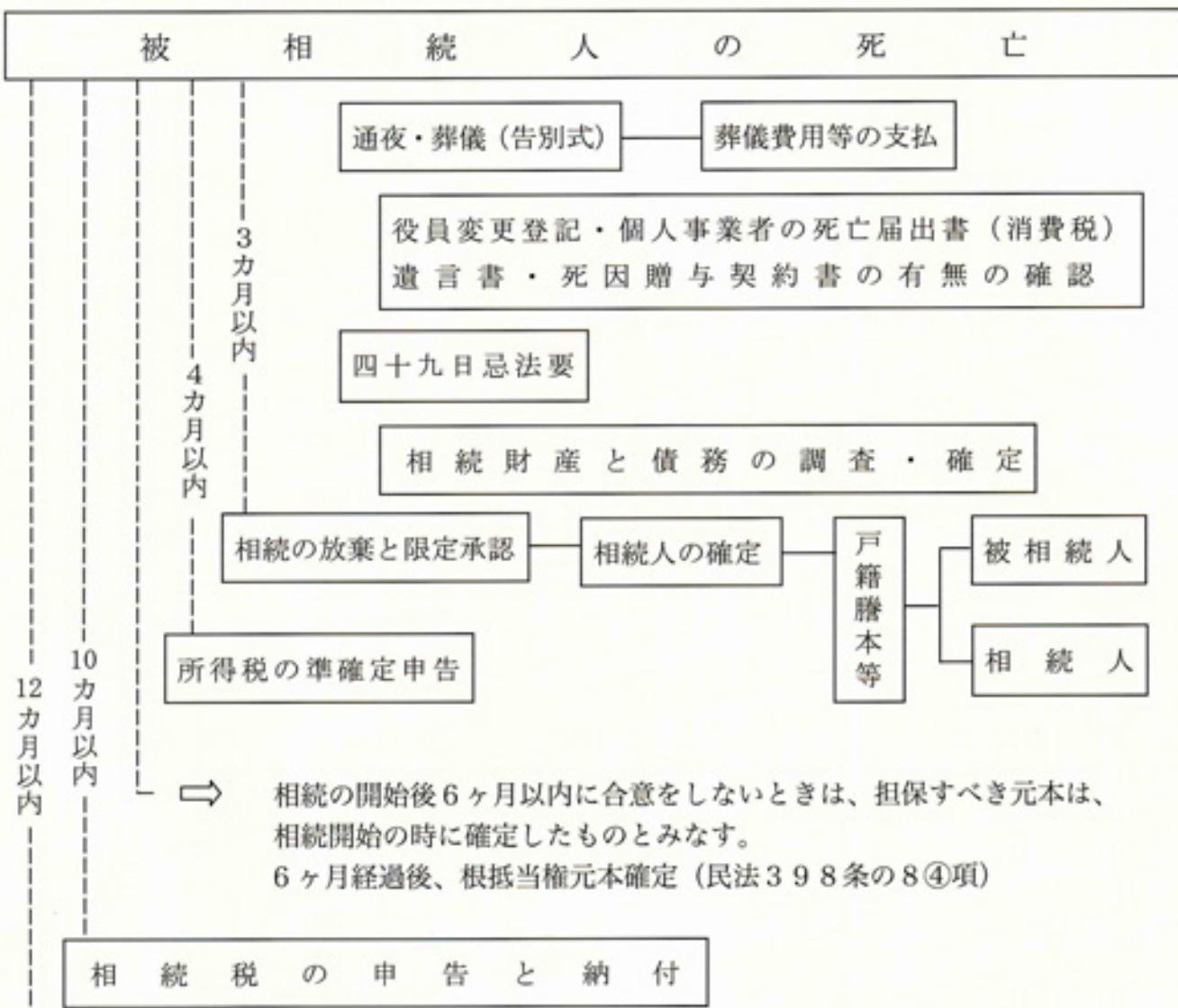
法定相続分と遺留分の分割例			
	法定相続人	法定相続分	遺留分
第一順位	配偶者のみの場合	すべて	2分の1
	配偶者と子（または孫）	配偶者 2分の1 子（孫） 2分の1	配偶者 4分の1 子供 4分の1
子（孫）のみの場合		すべて	2分の1
第二順位	配偶者と父母（または祖父母）	配偶者 3分の2 父母（祖父母） 3分の1	配偶者 6分の2 父母（祖父母） 6分の1
	父母（祖父母）のみの場合	すべて	3分の1
第三順位	配偶者と兄弟姉妹（または甥・姪）	配偶者 4分の3 兄弟姉妹 4分の1	配偶者 2分の1 兄弟姉妹なし
	兄弟姉妹（または甥・姪）	すべて	なし

従兄弟姉妹（いとこ）	なし	なし
叔父（おじ）叔母（おば）		
先立たれた配偶者の両親	なし	なし
再婚した際の連れ子		

\* 配偶者は常に相続人

\* 遺留分侵害請求権は相続の開始を知ってから1年間行使しないときは時效によって消滅する。

## 5. 相続手続スケジュール



### 遺産の名義変更手続

- I、法定相続分（民900）… ① 配偶者と子が相続人の時は、双方各2分の1
- ② 配偶者と直系尊属の時は、配偶者3分の2・直系尊属3分の1
- ③ 配偶者と兄弟姉妹の時は、配偶者4分の3・兄弟姉妹4分の1
- ④ 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人ある時は、相等しいもの。

### II、指定相続分（民902）…遺産分割

### III、遺言による場合（民960～）

#### ⇒ 遺留分侵害請求

相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈がある事を知った時から1年間行わない時、時効により消滅。  
(民法1048条前段)

相続開始の時から10年間これを行わない時も同様  
(民法1048条後段)